

(仮称) 函館市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

1 条例制定の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、河川法の一部（第100条第1項）が改正され、市が管理する準用河川の構造の技術基準については、政令（河川管理施設等構造令）で定める基準を参酌して条例で定めることとなりました。

2 条例へ委任される現行の基準と本市の考え方

(1) 条例への委任方法（法令上の制約）

条例の制定にあたっては、国が示す政令を参照して、地域の実情に応じて基準を制定することとされています。

基準の制定にあたっては、国が示す政令の基準が、「従うべき基準」型、「標準」型、「参酌すべき基準」型のいずれかによって、市独自の内容を定めることができるかどうか定められています。

基準の類型（基準を条例で定めるにあたっての法令上の制約）

区分	従うべき基準	標準とすべき基準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準 ----- 条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。	通常よるべき基準 ----- 条例の内容は、法令の標準を標準とする範囲でなければならない。	十分参照しなければならない基準 ----- 条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない。
条例で異なるものを定めることの許容の程度	「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。	「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることはできる。	「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容される。

(2) 本市が条例で定めることとなる基準

現行の基準	条例への委任方法	本市条例の考え方
河川管理施設等構造令	参酌すべき基準	現行の基準および運用実績を検討した結果、独自の基準を定める事情や特性はないと判断し、本市の実情に合わせた基準を条例において定めることとします。

(3) 条例の適用河川

本市の準用河川は、以下の17河川です。(平成24年3月31日現在)
温川，唐川沢川，志海苔川，深堀川，寺の沢川，湯の川，湯の沢川
垣の島川，尾札部川，八木川，角石川，見日川，下見日川，ポン木直川，
下ポン木直川，木直川，下木直川

3 施行日

- ・平成25年4月1日を予定しています。